

報告第54号

各種事務事業（商工観光事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（商工観光事業関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年6月23日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会 長 平 野 清

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針	市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
市町単独事業	四国労働金庫貸付事業 勤労者の生活資金等の原資を四国労働金庫に貸し付けることによって、勤労者福祉の増進の基金として積極的に活用し、勤労者の生活資金等の円滑な供給を図り、勤労者の福祉の充実に努める。 預託期間 1カ年 預託利率 0.02%	該当なし	該当なし	四国労働金庫貸付事業 預託期間 1カ年 預託利率 0.02%			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針	市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
市町単独事業	<p>小売商業近代化資金融資預託事業</p> <p>香川県信用保証協会へ融資原資を預託し、地元小売業者が店舗の新築・改築等を行う場合に融資を行い、近代的な店舗づくりを推進する。</p> <p>預託期間 1カ年 預託利率 0%</p> <p>市内で1年以上居住し、次の全ての要件を備える者で店舗新築、増改築を行うこと。</p> <p>(1)市内に店舗を有し小売業を1年以上引き続き営んでおり店舗の新築、増改築を行うこと。 (2)従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下であること。 (3)市税を完納していること。 (4)市の中小企業融資制度を現に受けていないこと。</p> <p>資金用途 設備資金とし、店舗の新築又は増改築</p> <p>融資限度額 市民税が所得割の場合 800万円以内 市民税が均等割額のみの場合 500万円以内 但し、必要経費の5分の4以内を限度とする。融資1法人又は1世帯につき1口1回とする。</p> <p>期間及び返済方法 7年以内(据置6か月以内を含む)の元金均等分割払い 利率 年利1.8%</p> <p>保証料 香川県信用保証協会の保証が必要です。 (保証料 年利 1.08%)</p> <p>保証人 (1)県内に1年以上居住し、市税を完納している者。 (2)返済能力のある者2名以上 (法人の場合1名は法人の代表者であること) (3)法人の代表者にあつては県内に1年以上居住している者。 (4)保証人は2口を超えて本制度の保証人になることはできない。</p> <p>担保 原則として無担保</p> <p>取扱金融機関 百十四銀行・観音寺信用金庫・四国銀行の市内各支店</p>	該当なし	該当なし	<p>小売商業近代化資金融資預託事業</p> <p>預託期間 1カ年 預託利率 0%</p> <p>市内で1年以上居住し、次の全ての要件を備える者で店舗新築、増改築を行うこと。</p> <p>(1)市内に店舗を有し小売業を1年以上引き続き営んでおり店舗の新築、増改築を行うこと。 (2)従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下であること。 (3)市税を完納していること。 (4)市の中小企業融資制度を現に受けていないこと。</p> <p>資金用途 設備資金とし、店舗の新築又は増改築</p> <p>融資限度額 市民税が所得割の場合 800万円以内 市民税が均等割額のみの場合 500万円以内 但し、必要経費の5分の4以内を限度とする。融資1法人又は1世帯につき1口1回とする。</p> <p>期間及び返済方法 7年以内(据置6か月以内を含む)の元金均等分割払い 利率 年利1.8%</p> <p>保証料 香川県信用保証協会の保証が必要です。 (保証料 年利 1.08%)</p> <p>保証人 (1)県内に1年以上居住し、市税を完納している者。 (2)返済能力のある者2名以上 (法人の場合1名は法人の代表者であること) (3)法人の代表者にあつては県内に1年以上居住している者。 (4)保証人は2口を超えて本制度の保証人になることはできない。</p> <p>担保 原則として無担保</p> <p>取扱金融機関 百十四銀行・観音寺信用金庫・四国銀行の市内各支店</p>			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針	市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
市町単独事業	中小企業融資保証料助成事業 中小企業融資完済者、同和対策小規模事業融資完済者 に対し保証料を助成する。 保証料助成金 中小企業融資 年利0.93%以内 同和対策小規模事業融資 年利0.83%以内			中小企業融資保証料助成事業 保証料助成金 中小企業融資 年利0.93%以内 同和対策小規模事業融資 年利0.83%以内			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針	中小企業融資審査委員会については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
中小企業融資審査委員会	<p>観音寺市中小企業融資審査委員会</p> <p>融資申込者と保証人に融資上必要な事項を調査し、可否を決する。</p> <p>委員 10名 (市議4、金融5、商工団体1)</p> <p>委員の任期 2年(再選妨げない)</p> <p>委員会の議決 半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意が必要。可否同数の場合は委員長が決める。</p>	<p>大野原町中小企業融資審査委員会</p> <p>融資申込者と保証人に融資上必要な事項を調査し、可否を決する。</p> <p>委員 7名 (商・工業代表者各1、町議4、金融1)</p> <p>委員長 1名 副委員長 1名 (委員から互選)</p> <p>委員の任期 2年 (町長が選任、再選妨げない)</p> <p>委員会の議決 半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意が必要。可否同数の場合は委員長が決める。</p>	<p>豊浜町中小企業融資審査委員会</p> <p>融資申込者と保証人に融資上必要な事項を調査し、可否を決する。</p> <p>委員 10名 (商・工業6、町議2、農業1、漁業1)</p> <p>委員長 1名 副委員長 1名 (委員から互選)</p> <p>委員の任期 2年 (町長が選任、再選妨げない)</p> <p>委員会の議決 半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意が必要。可否同数の場合は委員長が決める。</p>	<p>観音寺市中小企業融資審査委員会</p> <p>委員 13名 市議 4名 金融機関 6名 商工団体 3名</p> <p>委員長 1名 副委員長 1名 (委員から互選)</p> <p>委員の任期 2年(市長が委嘱・再選妨げない)</p> <p>委員会の議決 半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意が必要。可否同数の場合は委員長が決める。</p>			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針	商店街等活性化促進事業については、新市において観音寺市の例により実施する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
商店街等活性化促進事業	<p>商店街等活性化促進事業(商店街団体が商店街等の活性化を図る為に実施する事業)を行おうとする商店街団体に対して補助を行う場合に、市がその経費の一部を負担し、もって市内商店街の活性化を図り地域小売商業の振興に寄与する。</p> <p>交付の対象  集客資源活用型事業  街並整備事業  街路灯  共同広告塔・案内板  個別店舗の統一看板やテント</p> <p>販わい力向上事業  販売促進事業(朝市・サービスデー等)  消費者と密着した催し物  共同宣伝事業</p> <p>情報対応型事業  商店街ファックスシステム整備の為に  機器・設備  商店街電子通信システム(コンピュータ)</p> <p>空き店舗活用型事業  商店街団体自らが実施  継続的に空き店舗を利用して、コミュニティ施設やイベント等の実施に伴う事業</p> <p>商店街団体が助成  空き店舗を借りる中小企業を誘致するため、中小企業の入店に際し、借料を補助する。</p> <p>補助限度額  事業費100万円以内とし、市の補助は最高50万円以内</p>	該当なし	該当なし	<p>交付の対象  集客資源活用型事業  街並整備事業  街路灯  共同広告塔・案内板  個別店舗の統一看板やテント</p> <p>販わい力向上事業  販売促進事業(朝市・サービスデー等)  消費者と密着した催し物  共同宣伝事業</p> <p>情報対応型事業  商店街ファックスシステム整備の為に  機器・設備  商店街電子通信システム(コンピュータ)</p> <p>空き店舗活用型事業  商店街団体自らが実施  継続的に空き店舗を利用して、コミュニティ施設やイベント等の実施に伴う事業</p> <p>商店街団体が助成  空き店舗を借りる中小企業を誘致するため、中小企業の入店に際し、借料を補助する。</p> <p>補助限度額  事業費100万円以内とし、市の補助は最高50万円以内</p> <p>現在の実施団体  柳町商店街振興組合  上市商店街振興組合  駅通り商店街振興組合  中洲本町通り商店街振興組合  観音寺商店街連合会</p>			